

## 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに  
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計  
画を策定する。

1. 計画期間 平成22年12月1日～平成24年11月30日までの2年間

2. 内容

目標1 : 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
計画期間中に男性職員の育児休業を1人以上取得すること

<対策>

- 平成23年1月～ 男性職員も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を  
対象とした研修の実施
- 平成23年4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2 : 計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を、1人当たり年間付与日数  
の7割以上とする。

<対策>

- 平成23年1月～ 年次有給休暇の取得状況について部署別に実態を把握
- 平成23年3月～ 全部署連携会議での検討開始
- 平成23年4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成23年4月～ 各部署の有給取得率等の掲示や、取得促進のための取組開始

目標3 : 子どもが保護者である職員の働いているところを実際にみることに  
できる「子ども参観日」の実施

<対策>

- 平成23年3月～ 中学生の職場体験学習の実績を基に、検討会の設置、検討開始
- 平成23年4月～ 院内広報誌などによる職員への実施についての周知
- 平成23年6月～ 職員へのアンケート調査及び実施日時の検討
- 平成23年8月～ 参観日の実施、及び次回に向けての検討